

寄付金の所得税の控除について

【個人の皆様】

個人が学校法人に対して寄付をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行う事によって、一定額の控除（寄付金控除）を受ける事が出来ます。

寄付金控除に係る制度には「所得控除」と「税額控除」の2種類があります。

現在、LABO-K 学園は、寄付金の募集を始めたばかりのために、「所得控除」だけ、受ける事が出来ます。

—所得控除の計算方法—

(寄付金額 - 2,000 円) × 所得税率 = 寄付金額控除

例：1 万円の寄付があった場合 (所得税率 5%)

$(10,000 - 2,000) \times 5\% = 400 \text{ 円を控除}$

